

平成 27 年度 11 月補正予算案等の概要

補正予算案について

9 月補正予算編成後の状況の変化により、緊急かつやむを得ないものについて対応するため、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位：百万円、%)

会計別	前回までの累計額	11 月補正予算額	11 月現計予算額	27 年度 11 現 / 26 年度 11 現
一般会計	1,972,637	738	1,973,375	105.2
特別会計	1,303,411	-	1,303,411	110.6
企業会計	112,317	1,749	114,067	93.0
計	3,388,366	2,488	3,390,854	106.8

(注) 計数は、表示単位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

(2) 一般会計の財源内訳

(単位：百万円)

款別	前回までの累計額	11 月補正予算額	11 月現計予算額
国庫支出金	174,488	504	174,992
繰越金	740	233	974
その他	1,797,408	0	1,797,409
計	1,972,637	738	1,973,375

(注) 計数は、表示単位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の内容

新 重粒子線治療支援事業費 (P 3 参照) 1,225 万円
 治療費が高額な重粒子線治療を受ける患者の負担を軽減するため、治療費の一部を支援する。

[保健福祉局保健医療部県立病院課 TEL 045-210-5040]

地域医療介護総合確保基金積立金 6 億 6,560 万円
 いつまでも地域で安心して生活できる医療体制を整備するため、国からの交付金等を原資として基金の積み増しを行う。

[保健福祉局保健医療部医療課 TEL 045-210-4860]

地方創生に関連した取組み 6,064 万円
(地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)活用事業)

- ・ かながわシープロジェクト発信事業費 1,000 万円
三浦半島地域に国内外から観光客を呼び込むため、地域内の観光資源のデータベース化やニーズ分析を行う。

[政策局自治振興部地域政策課 TEL 045-210-3250]

- ・ Feel SHONANキャンペーン事業費 2,500 万円
東京 2020 オリンピック競技大会セーリング競技の江の島開催決定を契機として、SHONANの知名度を向上させ、海外から観光客を呼び込むため、クルージングやセーリングが盛んな欧米をターゲットとした情報発信を行う。

[政策局自治振興部地域政策課 TEL 045-210-3250]

- ・ マグネット・カルチャー推進事業費 1,700 万円
東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ 2019 日本大会に向け、文化芸術によるまちのにぎわいを創出する「マグカル」の取組みをさらに推進するため、集中プロモーションを展開する。

[県民局くらし県民部文化課 TEL 045-285-0289]

- 新・ 忍者を活用した観光誘客促進の取組み 864 万円
国内外から観光客を誘致するため、忍者と関連する他の自治体、観光協会等と連携し、忍者を活用してテレビ番組やホームページ等による情報発信を行う。

[産業労働局観光部国際観光課 TEL 045-210-4015]

汐見台病院の移譲に伴う収入及び支出(病院事業会計)

汐見台病院(横浜市磯子区)の移譲に伴い、土地・建物等の売却収入と病院債の繰上償還金等を計上する。

[保健福祉局保健医療部県立病院課 TEL 045-210-5040]

3 補正予算案 関係資料

新 重粒子線治療支援事業費

1 目的

県立がんセンターにおいて平成 27 年 12 月から治療を開始する重粒子線治療は、今までの放射線治療では治りにくいがんにも有効であるだけでなく、からだにやさしく、生活の質を重視した治療であるが、公的保険の適用がなく、治療費が高額となっている。

そこで、県立がんセンターの重粒子線治療に係る治療費（350 万円）について、県民の経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を支援する。

2 補正予算額 1,225 万円

3 事業内容

項目	内容	予算額
重粒子線 治療費支援	県立がんセンターの重粒子線治療を受ける県民に対して、重粒子線治療費の一部を支援する。 補助対象者 県内に 1 年以上在住の患者の方 補助上限額 35 万円 補助件数 35 件	1,225 万円



問い合わせ先

保健福祉局保健医療部県立病院課 課長 橋本 電話 045-210-5040

条例案等について

1 提出予定議案の概要

区 分	提案件数
条 例 の 制 定	3 件
条 例 の 廃 止	3 件
条 例 の 改 正	25 件
工 事 請 負 契 約 の 締 結	2 件
工 事 請 負 契 約 の 変 更	1 件
そ の 他	2 件
計	36 件

2 主な条例案等

【条例の制定及び改正】

本庁機関の再編関係 2 議案（P 9 参照）

平成27年7月に策定した「行政改革大綱」に基づき、県民サービスのさらなる向上を目指し、行政組織の総合力を高める「質的向上」に着目した組織改革を行うため、平成28年4月に本庁機関を再編することに伴い、関係条例の制定及び改正を行う。

（再編の主な内容）

- ・スポーツ局の設置
- ・ヘルスケア・ニューフロンティアの推進体制の見直し
- ・戦略的広報の推進体制の強化

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例

神奈川県局設置条例の一部を改正する条例

[総務局組織人材部人事課 TEL 045-210-2150]

神奈川県立のビジターセンター条例（P10参照）

秦野ビジターセンター及び西丹沢ビジターセンター（現：西丹沢自然教室）に指定管理者制度を導入するため、センターの設置、管理等を定める条例を制定する。

[環境農政局水・緑部自然環境保全課 TEL 045-210-4301]

神奈川県奨学金貸付条例の一部を改正する条例（P11参照）

奨学金を取り巻く環境の変化を踏まえ、貸付対象者の要件について、「学業成績が優れた者（育英）」から「勉学意欲がある者（就学支援）」に転換し、高等学校奨学金の成績要件を廃止するなど、所要の改正を行う。

[教育局行政部財務課 TEL 045-210-8100]

3 その他の提出予定議案

【条例の制定】

消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営等を定める条例を制定する。

[県民局くらし県民部消費生活課 TEL 045-312-1121 内線2610]

【条例の廃止】

神奈川県立札掛森の家条例を廃止する条例
札掛森の家を廃止することに伴い、条例を廃止する。

[環境農政局水・緑部森林再生課 TEL 045-210-4330]

神奈川県立大野山乳牛育成牧場条例を廃止する条例
大野山乳牛育成牧場を廃止することに伴い、条例を廃止する。

[環境農政局農政部畜産課 TEL 045-210-4501]

神奈川県病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例
県立汐見台病院を医療法人社団康心会に移譲することに伴い、条例を廃止する。

[保健福祉局保健医療部県立病院課 TEL 045-210-5040]

【条例の改正】

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
土地改良区の設立認可等の事務を相模原市に移譲するなど、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の追加等をするため、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課 TEL 045-210-3161]

住民基本台帳法施行条例及び特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
番号整備法の制定等による住民基本台帳法の一部改正に伴い、都道府県知事保存本人確認情報を利用又は提供する場合のマイナンバー等の取扱いについて、所要の改正を行う。

[住民基本台帳法施行条例について 政策局自治振興部市町村課 TEL 045-210-3161]

[特定非営利活動促進法施行条例について

県民局くらし県民部NPO協働推進課 TEL 045-210-3700]

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金と厚生年金が一元化されたことに伴い、非常勤職員の災害補償等の給付規定について、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課 TEL 045-210-2150]

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例
第4次一括法の制定による農産物検査法の一部改正に伴い、農産物登録検査機関の登録申請手数料等を新設するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課 TEL 045-210-2251]

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例の一部改正等に伴い、新設する農産物登録検査機関の登録申請手数料等を収入証紙により徴収する手数料とするなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課 TEL 045-210-2251]

神奈川県県税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正等に伴い、県税の猶予制度に係る規定等に関し、所要の改正を行う。

[総務局財政部税制企画課 TEL 045-210-2300]

占用料等の改定を行うもの9議案

占用料等の額の適正化を図るため、道路法施行令で規定された所在地区分に応じ、占用料等の額を改定するなど、所要の改正を行う。

神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例

神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

神奈川県砂防指定地の管理に関する条例の一部を改正する条例

[県土整備局道路部道路管理課 TEL 045-210-6350]

[総務局財産経営部財産経営課 TEL 045-210-2501]

[環境農政局水・緑部水産課 TEL 045-210-4530]

[県土整備局事業管理部用地課 TEL 045-210-6140]

[県土整備局都市部都市公園課 TEL 045-210-6220]

[県土整備局河川下水道部流域海岸企画課 TEL 045-210-6470]

から まで [県土整備局河川下水道部砂防海岸課 TEL 045-210-6500]

神奈川県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例

厚木市と清川村の消防広域化に伴い、県が徴収していた危険物製造所設置許可申請手数料等に関する規定を削除するため、所要の改正を行う。

[安全防災局安全防災部消防課 TEL 045-210-3422]

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、婦人保護施設の施設長の年齢要件を廃止するため、所要の改正を行う。

[県民局くらし県民部人権男女共同参画課 TEL 045-210-3630]

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人(2法人)を新たに指定するなど、所要の改正を行う。

[県民局くらし県民部NPO協働推進課 TEL 045-210-3700]

神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、青少年に対する勧誘行為を禁止する規定等に関し、所要の改正を行う。
 [県民局次世代育成部青少年課 TEL 045-210-3830]

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例
 条例における喫煙の定義に、加熱式のたばこの使用が含まれることを明確に規定するとともに、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正により新設された「特定遊興飲食店営業」を特例第2種施設（禁煙又は分煙の措置が努力義務とされている施設）の対象とするなど、所要の改正を行う。
 [保健福祉局保健医療部がん対策課 TEL 045-210-5010]

介護保険法施行条例の一部を改正する条例
 介護保険法施行規則の一部改正等により介護支援専門員の研修課程が見直されたことに伴い、研修手数料の額を改定するとともに、主任介護支援専門員研修等に係る手数料を新設するため、所要の改正を行う。
 [保健福祉局福祉部地域福祉課 TEL 045-210-4740]

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例
 有毒部位を完全に除去した「ふぐ加工製品」を業として調理、加工等する者に対し、知事への届出を必要とする規定を設けるなど、所要の改正を行う。
 [保健福祉局生活衛生部食品衛生課 TEL 045-210-4932]

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、新設された「特定遊興飲食店営業」に関し、営業所の設置許容地域等を規定するほか、ゲームセンター等において16歳未満の者を立ち入らせることの制限を見直すなど、所要の改正を行う。
 [警察本部生活安全部生活安全総務課 TEL 045-211-1212 内線3020]

【工事請負契約の締結】

名 称	工事の場所	工事請負等金額
平成27年度酒匂川流域下水道右岸処理場中央監視設備改築工事公共（その11債務負担）請負契約	小田原市扇町六丁目地内	7億482万5,280円
大磯警察署新築工事（建築）請負契約	中郡大磯町国府本郷207番地の1	9億4,996万8,000円

[県土整備局河川下水道部下水道課 TEL 045-210-6440]
 [警察本部総務部施設課 TEL 045-211-1212 内線2261]

【工事請負契約の変更】

二級河川境川河川改修（護岸工）工事請負契約

賃金等の変動に基づく請負代金額の変更条項の適用に伴い、工事請負契約を変更する。

工事の場所 横浜市瀬谷区瀬谷六丁目地先

工事請負金額 変更後 11億6,590万5,147円

変更前 11億6,254万2,027円

[県土整備局河川下水道部河川課 TEL 045-210-6490]

【その他】

和解について

道路交通法違反の取締り現場において発生した交通事故に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条による横浜地方裁判所からの和解勧告に基づき和解する。

[警察本部警務部監察官室 TEL 045-211-1212 内線2861]

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法第4条第1項の規定により、平成28年度における宝くじの発売について議決を得るため提案する。（平成28年度発売総額 240億円以内）

[総務局財政部財政課 TEL 045-210-2290]

問い合わせ先

補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

副課長 仙田 電話 045-210-2251

予算編成グループ 渡邊 電話 045-210-2262

条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 篠原 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 中村 電話 045-210-3022

4 条例案等 関係資料

本庁機関の再編関係 2 議案の概要

1 目的

平成27年7月に策定した「行政改革大綱」に基づき、県民サービスのさらなる向上を目指し、行政組織の総合力を高める「質的向上」に着目した組織改革を行うため、平成28年4月に本庁機関を再編する。

2 内容

(1) スポーツ局の設置

スポーツ局を設置し、教育委員会所管のスポーツ行政（学校体育関係を除く）のほか、高齢者スポーツや障害者スポーツ、東京2020オリンピック・パラリンピック、ラグビー・ワールドカップなどの関連施策を集約して、スポーツ行政をより効果的・一体的に推進する体制を整備する。

(2) ヘルスケア・ニューフロンティアの推進体制の見直し

政策局の分掌事務にヘルスケア・ニューフロンティアを位置付け、ヘルスケア・ニューフロンティアの全庁的な調整や、未成熟な課題、国際的な課題に取り組むための組織を政策局内に設置する。

(3) 戦略的広報の推進体制の強化

広報部門を県民局から政策局に移管し、戦略的広報の推進体制を強化する。

3 施行期日

平成28年4月1日

問い合わせ先

総務局組織人材部人事課 課長 鈴木 電話 045-210-2150

神奈川県立のビジターセンター条例案の概要

1 目的

神奈川県立のビジターセンター（以下「センター」という。）に指定管理者制度を導入するに当たり、センターの設置、管理等に関し必要な事項を定める。

2 内容

(1) 施設の設置目的

県民に丹沢大山国定公園及び神奈川県立丹沢大山自然公園の地形、動物、植物、歴史等の学習の場並びに適正で安全な自然とのふれあい等に係る情報を提供し、もって県民の自然環境への理解に資するための施設として設置する。

(2) 施設の名称等

名 称	秦野ビジターセンター	西丹沢ビジターセンター (現：西丹沢自然教室)
位 置	秦野市堀山下1513番地	足柄上郡山北町中川867番地
休 館 日	12月29日から翌年1月3日まで	12月29日から翌年1月3日まで 月曜日（月曜日が休日の場合はその翌日以降の休日でない日）
開館時間	午前9時から午後4時30分まで	午前8時30分から午後4時30分まで (12月1日～翌年3月31日は午後4時まで)

(3) 指定管理者が行う業務

指定管理者は、条例で定める基準により、センターの施設及び設備の維持管理に関する業務及び施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務等を行う。

(4) 指定管理者の指定等の手続

ア 指定管理者の指定を受けようとするものは、法人その他の団体の名称等を記載した申請書を知事が指定する日までに知事に提出する。

イ 知事は、条例で定める基準によりセンターの指定管理者として最も適切であると認めたものを指定管理者として指定し、当該指定管理者の名称等を告示する。

ウ 知事は、指定管理者が条例で定める事項に該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 施行期日

平成29年4月1日。ただし、指定管理者の指定の手続等に係る規定は平成28年2月10日。

問い合わせ先

環境農政局水・緑部自然環境保全課

課長 椎野 電話 045-210-4301

自然公園グループ 潟岡 電話 045-210-4315

神奈川県奨学金貸付条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

給付型の就学支援制度の充実や、奨学金の財源としてきた国からの臨時特例交付金の廃止など、奨学金を取り巻く環境が大きく変化してきていることを踏まえ、「育英」から「就学支援」のための奨学金へ転換を図るため、所要の改正を行う。

2 内容

項目	内容
貸付対象者	「育英」から「就学支援」のための奨学金へ（成績要件の廃止） 学業の成績が優れ、心身が健全であって、学資の援助を必要とする者 ↓ 学業又は学習活動、特別活動等に意欲があつて、学資の援助を必要とする者
	高等学校等の卒業生への貸付け廃止 高等学校定時制課程奨学金を廃止し、高等学校奨学金に一本化
貸付月額	貸付月額の上限額の引下げ及び細分化 国公立：18,000円又は20,000円 私立：30,000円又は40,000円 新入生は引下げなし ↓ 国公立：10,000円 私立：10,000円、20,000円又は30,000円
	1万円の加算制度の創設（2年生以上） 加算要件 ・学業成績が一定水準以上 ・部活動等での取組みが優良 ・国家資格等の取得を目標 制度を利用した場合 国公立：10,000円又は20,000円 私立：10,000円、20,000円、30,000円又は40,000円
	通学形態（自宅・自宅外）の別による奨学金の区分の廃止
免除制度	返還が免除となる職の限定 介護福祉士、保健師、助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、衛生検査技師、養護教諭又は養護助教諭 ↓ 保健師、助産師、看護師又は介護福祉士
	返還免除額の見直し（全額免除から原則一部免除に改正） 加算制度の債務の免除規定の創設

3 施行期日

平成28年4月1日

問い合わせ先

教育局行政部財務課

課長 落合 電話 045-210-8100

育英グループ 村上 電話 045-210-8251